

令和7年度

# 富士見市創業者支援補助金

## 受付期間

- 令和7年4月1日から予算終了まで

## 補助対象事業/補助対象経費/補助金額等

- 補助限度額 20万円まで（全ての補助対象経費の合計）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
事業所改装事業	市内の事業所等における内外装工事に要する費用	1/2以内	20万円
販路開拓事業	広告宣伝（ホームページの新規作成及び内容変更に必要な外部委託費用並びにチラシ制作及び配布）に要する費用		
商号（設立）登記事業	個人事業主にあつては商号登記に要する費用 法人にあつては設立登記に要する費用		

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

※補助対象者が国又は県から補助対象事業に係る補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金を控除した後の額。

## 補助対象者

次の全てに該当する、個人事業主を含む中小企業者（農業者、社会福祉・医療法人等を除く）

- 市内に事業所等を設置し、創業日から起算して1年を経過しない方又は当該年度の3月末日までに市内に事業所等を設置し、創業をする方
- 創業をした後、開業等の届出（法人にあつては登記事項証明書）に記載の事業を1年以上継続して行う方
- 認定特定創業支援等事業による支援を受けている方

創業希望者または創業後5年以内の方で、特定創業支援等事業を1か月以上かつ4回以上かけて「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つのテーマをすべて受講等した方は、様々な支援を活用できる証明書を取得できます。

## 対象にならない方

- ※市税の滞納がある方
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとする方
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関係する方
- ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う方
- ※許認可が必要な事業の場合、取得見込がない方
- ※過去にこの補助金の交付を受けたことがある方
- ※過去に旧富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金の交付を受けたことがある方
- ※現に富士見市中小企業チャレンジ支援事業補助金の販路開拓事業による補助金の交付を受けている方

## その他

この補助金を受けた方は、長く事業を継続していただきたく、事業の内容の確認とアドバイスを受けられる富士見市の経営・創業相談を受けてください。

- ・相談は、事業完了の翌年度中に受けていただき、市が委嘱している専門家の経営・創業アドバイザーが伴走型で支援します。

- ・相談日時は補助者の希望日時をアドバイザーと調整して決めます。

※申請書および事業報告書等、提出いただいた書類は、経営・創業アドバイザーに写しを渡します。また、補助制度の検証のため、経営・創業アドバイザーの会議において、書類を活用させていただきますので、ご了承ください。

## 申請書類等

補助対象者	補助対象事業	添付書類
創業した方	全ての補助対象事業	(1) 申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 見積書の写し等補助対象経費を確認することができる書類 (5) 創業日及び事業所の所在地が確認できる書類の写し (6) 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
	事業所改装事業	上記(1)～(6)の添付書類及び (7) 改装工事の内容が分かる図面及び改装工事の施工前の写真
創業しようとする方	全ての補助対象事業	(1) 申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 見積書の写し等補助対象経費を確認することができる書類 (5) 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
	事業所改装事業	上記(1)～(5)の添付書類及び (6) 改装工事の内容が分かる図面及び改装工事の施工前の写真

※必ず事業（工事着工等）を開始する前に余裕をもって産業経済課に申請してください。

申請から補助金の交付決定まで3～4週間程度かかります。交付決定前に事業を開始してしまうと補助金の対象外となってしまいますのでご注意ください。

※申請内容に変更が生じた場合は必ず連絡してください。

※補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管してください。

### 【問合せ先】

富士見市産業経済課 TEL：049-257-6827

Email：seikatsu@city.fujimi.saitama.jp



富士見市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

